

附 則

(施行日)

第1条 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(加入者及び加入者期間に関する経過措置)

第2条 平成16年4月1日に、第39条に定める加入者の資格を有する者は、この規約の施行日（以下「施行日」という。）に加入するものとする。

2 前項の規定により加入者となった者が、施行日の前に実施事業所に使用されていた期間は加入者期間に合算するものとし、当該加入者期間の計算は、第42条の規定によるものとする。

(厚生年金基金からの移行)

第3条 事業主は、法第112条第4項の規定に基づき、同項の規定により消滅した日立化成工業厚生年金基金（以下「旧基金」という。）に係る権利義務を承継するものとする。

2 この基金は、旧基金が厚生年金代行給付の支給に関する義務を負っている者に係る厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「厚年法」という。）第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を政府に納付するものとする。

3 施行日において、旧基金の受給権を取得している者（年金たる給付の支給要件のうち年齢に関する要件以外の要件を満たしている加入員であった者を含む。以下同じ。）は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

(適格退職年金からの移行)

第4条 基金は、施行日の前日において実施事業主が実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

2 基金の基金資産運用機関は、平成16年5月31日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受けるものとする。

3 施行日の前日において、当該適格退職年金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とする。

(最低保全給付に関する経過措置)

第5条 第78条第3項第4号及び第5令和3年5月6日改訂

給に関する権利義務を承継することにより増加することとなる最低保全給付については、同各号の規定に基づき計算した最低保全給付から、この規約の施行日前の期間に係る給付の額に平成14年4月1日から当該事業年度の末日までの年数（その期間に1年に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てるものとする。）を15から減じた数

（当該数が零未満となる場合にあっては零とする。）を15で除して得た数を乗じて得た額を控除するものとする。

(継続加入者に係る給付に関する経過措置)

第6条 附則第3条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員であつて、附則第2条の規定によりこの基金の加入者となった者(附則第7条に該当する者を除く。)の第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金移行時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「施行日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた第1年金ポイントに、年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「施行日現在の加入者の職群等級等に応じた第2年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

2 施行日において現に出向等期間中の者が、施行日後に第40条第2号に該当し資格取得し加入者となった場合は、第1仮想個人口座残高は、第44条第1項及び第2項中「第1初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第1年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、第2仮想個人口座残高は、第44条の2第1項及び第2項中「第2初任クレジット」を「実施事業所に応じて別表第3-5に定める移行時クレジット等取扱規則に定める第2年金出向等満了時クレジット」と、同条第2項から第5項の規定中「初任クレジット付与日」を「出向等満了日」とそれぞれ読み替えて、計算された額とし、標準給与は、第45条中「第1拠出クレジット」を「第1年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額」と、「第2拠出クレジット」を「第2年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額」とそれぞれ読み替えて計算された額とする。

(非継続加入者)

第7条 附則第3条第1項の規定によりその支給に関する義務を承継した旧基金の加入員(旧基金の受給権を取得している者を除く。)であつて施行日において従業者に該当しない者(以下「非継続加入者」という。)は、施行日において基金の加入者の資格を喪失するものとする。

(特例脱退一時金)

第8条 非継続加入者が施行日において、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、特例脱退一時金を支給する。

(1) 加入者期間15年未満

(2) 加入者期間15年以上かつ60歳未満

2 特例脱退一時金の額は、施行日の前日における旧規約に基づき計算された基本退職年

金額から、旧基金が厚年法附則第30条第1項の認可を受けた日前の旧基金の加入員であった全期間の旧規約第48条にいう平均標準給与月額 $\times$ 1,000分の7.125（旧規約別表第13の2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に旧基金が同項の認可を受けた日前の旧基金の加入員であった期間の月数を乗じて得た額（以下「代行年金額」という。）を控除した額（以下「特例基準額」という。）に施行日現在の年齢及び旧規約第56条第1項各号のいずれかに該当したときの年齢（以下「特例支給開始年齢」という。）に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。

- 3 第1項第2号に該当した者は、60歳に達するまでの間、特例脱退一時金の支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、支給を繰り下げた特例脱退一時金の額は、特例基準額に繰下げが終了したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額とする。
- 4 特例脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 特例脱退一時金の全部の支給を受けたとき
 - (2) 特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき
 - (3) 特例老齢給付金の受給権を取得したとき

（特例老齢給付金）

第8条の2 非継続加入者が施行日において、加入者期間15年以上かつ60歳以上に該当するとき、又は特例脱退一時金を繰下げている者が60歳に達したときは、特例老齢給付金を支給する。

- 2 特例老齢給付金の額は、特例基準額に施行日現在の年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Aに定める率を乗じて得た額とし、60歳に達した日（施行日において60歳以上の者については施行日とする。）の属する月の翌月から支給する。
- 3 特例老齢給付金の受給権者は、その受給権を取得したとき又は第59条第1項各号に掲げる事由に該当した場合であって特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間において、特例老齢給付金に代えて一時金を受けることができる。この場合、一時金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 特例老齢給付金の受給権を取得したときに申し出た場合
特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額
 - (2) 特例老齢給付金を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合
特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- 4 特例老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき

- (2) 特例老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき
- (3) 特例老齢給付金の支給を受けてから5年が経過したとき

(特例遺族一時金)

第9条 非継続加入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、その者の遺族（遺族の範囲及び順位は第67条の例による。）に特例遺族一時金を支給する。

- (1) 前条第3項の規定によりその支給を繰り下げている特例脱退一時金の受給権者が死亡したとき
- (2) 特例老齢給付金の受給権者であって支給開始後5年を経過していない者が死亡したとき

2 特例遺族一時金の額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に該当する場合

特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に依り附則別表第Bに定める率を乗じて得た額

- (2) 前項第2号に該当する場合

特例老齢給付金の額に既に支給を受けた期間に依り附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

(承継受給権者に係る給付に関する経過措置)

第10条 附則第3条第3項の規定により給付の支給に関する権利義務を承継した旧基金の受給権者（以下「承継受給権者」という。）に支給する旧基金の基本年金額に相当する部分の給付については、次条から附則第14条までの規定により次の各号に掲げる給付として支給する。

- (1) 本人の選択に基づき、経過基本年金A若しくは経過基本年金B
- (2) 経過基本年金C
- (3) 経過基本年金D

2 前項第1号に規定する選択は、施行日に行うこととする。

3 前項のほか施行日現在60歳未満である承継受給権者については、附則第11条第3項又は附則第12条第5項の規定により受給権が消滅している場合を除き、60歳到達時に第1項第1号に規定する選択を再び行うことができるものとする。

(経過基本年金A)

第11条 承継受給権者が経過基本年金Aを選択した場合は、施行日の属する月（施行日において旧基金の基本年金額に相当する部分の支給開始年齢に達していない者にあつては当該年齢に達した月）の翌月から経過基本年金Aを支給する。

2 前項の経過基本年金Aの額は、特例基準額とする。

3 経過基本年金Aの受給権は、受給権者が死亡したときに消滅する。

(経過基本年金B)

第12条 承継受給権者が経過基本年金Bを選択した場合は、施行日の属する月（施行日において60歳未満の者については60歳に達した月）の翌月から経過基本年金Bを支給する。

2 経過基本年金Bの額は、特例基準額に、施行日における年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Aに定める率を乗じて得た額とする。

3 経過基本年金Bの受給権者が、経過基本年金Bを選択したときから経過基本年金Bの支給を受けるまでの間又は第59条第1項各号に該当した場合であって経過基本年金Bを受けてから5年を経過する日までの間に申し出たときは、経過基本年金Bに代えて経過選択一時金Bを受けることができる。

4 経過選択一時金Bの額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に申し出た場合

特例基準額に申し出たときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額

(2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に申し出た場合

経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

5 経過基本年金Bの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 経過基本年金Bの全部を一時金として支給されたとき

(3) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年が経過したとき

（経過遺族一時金B）

第12条の2 前条の経過基本年金Bの受給権者が支給開始後5年を経過するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Bを支給する。

2 経過遺族一時金Bの額は次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 経過基本年金Bの支給を受けるまでの間に死亡した場合

特例基準額に死亡したときの年齢及び特例支給開始年齢に応じ附則別表第Bに定める率を乗じて得た額

(2) 経過基本年金Bの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合

経過基本年金Bの額に既に支給を受けた期間に応じ附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

（経過基本年金C）

第13条 平成14年3月以前に旧基金の受給権を取得した承継受給権者のうち、男子にあって昭和28年4月2日以降に生まれた者又は女子にあって昭和33年4月2日以降に生まれた者については、その者が60歳に達した日の属する月の翌月からその者が65歳（厚年法附則第8条の2の規定に該当する者にあつては、同条に定める年齢。以下「支給終了年齢」という。）に達した日（当該達した日までにその者が死亡したときは死亡した日）の属する月までの間、経過基本年金Cを支給する。

- 2 前項の経過基本年金Cの額は、代行年金額とする。
- 3 経過基本年金Cの受給権者が、経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に、又は経過基本年金Cを受給中に第59条第1項各号に該当した場合に申し出たときは、経過基本年金Cに代えて経過選択一時金Cを受けることができる。
- 4 経過選択一時金Cの額は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に申し出た場合
代行年金額に申し出たときの年齢及び60歳から支給終了年齢までの期間に依り附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから支給終了年齢に達する日までの間に申し出た場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び60歳から支給終了年齢までの期間に依り附則別表第Cに定める率を乗じて得た額
- 5 経過基本年金Cの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。
 - (1) 受給権者が死亡したとき
 - (2) 経過基本年金Cの全部を一時金として支給されたとき
 - (3) 支給終了年齢に達したとき

(経過遺族一時金C)

第13条の2 前条の経過基本年金Cの受給権者が特例支給開始年齢に到達するまでに死亡したときは、その者の遺族に経過遺族一時金Cを支給する。

- 2 経過遺族一時金Cの額は次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額とする。
 - (1) 経過基本年金Cの支給を受けるまでの間に死亡した場合
代行年金額に死亡したときの年齢及び60歳から支給終了年齢までの期間に依り附則別表第Dに定める率を乗じて得た額
 - (2) 経過基本年金Cの支給を受けてから5年を経過する日までの間に死亡した場合
経過基本年金Cの額に既に支給を受けた期間及び60歳から支給終了年齢までの期間に依り附則別表第Cに定める率を乗じて得た額

(経過基本年金D)

第14条 承継受給権者のうち、施行日以降において次の各号に該当することとなった者が申し出たときはその者に経過基本年金Dを支給する。

- (1) 厚年法附則第8条の2に規定する年齢に達している者が、同法第42条第2項に定める老齢厚生年金の支給要件を満たさない場合
- (2) 厚年法附則第8条（同法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金（以下「特例支給の老齢厚生年金」という。）又は厚年法附則第7条の3若しくは同法附則第13条の4に規定する老齢厚生年金（以下「繰上げ支給の老齢厚生年金」という。）の受給権を有する者（この基金の実施事業所に使用されている者を除く。）が、厚年法附則第13条第4項各号（第4号及び第5号を除く。）

）又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第13条の7第5項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する場合

(3) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者が、厚年法附則第13条第4項第4号若しくは第5号又は同法附則第13条の7第5項第3号のいずれかに該当する場合

(4) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合

(5) 特例支給の老齢厚生年金又は繰上げ支給の老齢厚生年金の受給権を有する者（平成10年10月2日以降平成11年3月20日までに当該受給権を取得した者に限る。）が、厚年法附則第7条の4（同法附則第11条の5又は同法附則第13条の6第4項の規定により準用される場合を含む。）の規定により当該老齢厚生年金の支給が停止されている場合

(6) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第38条第1項に該当する場合

(7) 老齢厚生年金の受給権者が、厚年法第38条の2第1項に該当する場合

2 前項の経過基本年金Dの額は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に該当する場合

その者に係る代行年金額

(2) 前項第2号に該当する場合

その者に係る代行年金額から、厚年法附則第13条第4項各号（第4号及び第5号を除く。）又は同法附則第7条の6第5項各号若しくは同法附則第13条の7第5項各号（第3号を除く。）のうちいずれか該当する号に定める額を控除して得た額

(3) 前項第3号に該当する場合

その者に係る代行年金額（旧規約第56条第3項、第65条第3項の規定によりその支給が停止される部分に相当する額を除く。）（旧規約の条数を確認要す）から厚年法附則第13条第4項第4号若しくは第5号又は同法附則第13条の7第5項第3号のいずれか該当した号に定める額を控除して得た額

(4) 前項第4号に該当する場合

厚年法第133条の2第3項に規定する支給停止額（その額が代行年金に相当する額を超える場合は代行年金に相当する額とする。）

(5) 前項第5号に該当する場合

その者に係る代行年金額

(6) 前項第6号に該当する場合

その者に係る代行年金額

(7) 前項第7号に該当する場合

その者に係る代行年金額の2分の1

3 経過基本年金Dの受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

(1) 受給権者が死亡したとき

(2) 受給権者が、第1項各号に該当しなくなったとき

(給付に関する規定の準用)

第15条 特例脱退一時金、特例老齢給付金、特例遺族一時金、経過基本年金B、経過遺族一時金B、経過基本年金C、経過遺族一時金Cの給付については、第47条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条の規定を準用するものとする。

2 経過基本年金A、経過基本年金Dの給付については、第47条第1項及び第2項、並びに、旧規約の第49条、第50条、第51条の規定を準用するものとする。但し、旧規約の第51条の準用にあたっては、同条第3項に規定する表を以下の表に読み替えるものとし、施行日現在60歳以上である承継受給権者については、施行日の前日現在適用されていた取扱いを継続する。

金 額	3 万円以上	3 万円未満
支払期月	2 月、4 月 6 月、8 月 10 月、12 月	6 月

(厚生年金基金から移行する際の不足額の一括拠出)

第16条 基金は、旧基金が法第112条の規定に基づき、確定給付企業年金に移行するにあたり、当該移行する日における年金給付等積立金の額が、当該移行する日において旧基金が年金たる給付（厚生年金代行給付に限る）の支給に関する義務を負っている者に係る厚年法第162条の3第1項に規定する責任準備金に相当する額を下回るときは、実施事業所の事業主は当該下回る額を特別掛金として一括して拠出するものとする。

2 前項に規定する特別掛金の拠出は、当該特別掛金の額を実施事業所の退職給付債務の額に応じて按分した額を、実施事業所の事業主が基金に納付することにより行なうものとする。

3 前2項に定めるところにより、この基金が当該特別掛金の納入の告知をしたときは実施事業所の事業主は、納入告知書に定める納付期限までに当該特別掛金を納付しなければならない。

(代議員及び役員の任期に関する経過措置)

第17条 施行日後、最初に選定又は互選された代議員及び役員の任期については、第8条第1項及び第27条第1項の規定にかかわらず、平成16年8月20日で任期満了するものとする。

(最初の事業年度の実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

第18条 基金の最初の事業年度において、第99条第1項の規定を適用する場合、同項第3号に「減少実施事業所が減少する日の直前の事業年度の末日」とあるのは、「減少実施事業所が減少する日が平成17年3月31日以前の場合は平成16年4月1日」と読み替える

ものとする。

第19条 削除

第20条 削除

附 則

第1条 この規約は、平成17年2月16日に施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成17年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、認可の日 から施行し、平成17年6月30日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成17年7月26日に施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、認可の日 から施行し、平成17年10月1日から適用する。

(厚生年金基金の権利義務を承継した中途脱退者に関する経過措置)

第2条 この規約による変更前の日立化成工業企業年金基金規約附則第19条第1項に既定する者に係る脱退一時金相当額の交付（ただし、平成18年2月前までに当該交付が行われる場合に限る。）については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成19年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(加入時期に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において、株式会社日立ハウステック富山工場、株式会社日立ハウ

ステック宇都宮工場及び株式会社日立ハウステック福山工場の従業者であって、施行日に第39条に定める加入者の資格を有する者は、第40条の規定にかかわらず、施行日に基金に加入するものとする。

(加入者期間に関する経過措置)

第3条 前条の規定により加入者となった者（以下「経過措置加入者」という。）が、施行日の前に実施事業所に使用されていた期間は加入者期間に合算するものとし、当該加入者期間の計算は、第42条の規定によるものとする。

(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)

第4条 経過措置加入者に係る施行日における第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、「実施事業所に応じて別表第3-5に定める移行時クレジット等取扱規則（以下この条において「取扱規則」という。）に定める第1年金移行時クレジット」とし、これを当該経過措置加入者の施行日における第1仮想個人口座残高とする。

2 経過措置加入者に係る施行日における第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、取扱規則に定める第2年金移行時クレジットとし、これを当該経過措置加入者の施行日における第2仮想個人口座残高とする。

(標準給与に関する経過措置)

第5条 経過措置加入者に係る施行日における標準給与は、第45条中「初任クレジット付与日」を「施行日」と読み替えて計算された額とする。

(適格退職年金からの移行)

第6条 基金は、施行日の前日において株式会社日立ハウステックが実施していた適格退職年金契約に係る給付の支給に関する権利義務を承継するものとする。

2 基金は、平成19年4月30日までに、当該適格退職年金契約に係る積立金の移換を受けるものとする。

3 施行日の前日において、当該適格退職年金の受給権を取得している者は、支給に関する権利義務が承継された給付について、基金における受給権者とし、給付の内容については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成19年10月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成19年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成20年4月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成20年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成20年4月21日から適用する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成21年1月21日から適用する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高に関する経過措置)

第2条 平成21年10月末日において加入者又は加入者であった者に係る同日現在における第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高の算定については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規約は、認可の日から施行し、平成21年11月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成22年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から適用する。

(休職期間中の従業者に係る資格取得の時期に関する経過措置)

第2条 第40条の規定にかかわらず、この規約による変更前の規約（以下「旧規約」という。）第41条第6号に該当し加入者の資格を喪失し、施行日の前日においてなお旧規約第40条第2号に規定する休職期間中である従業者のうち、施行日においてこの規約第40条第2号に規定する休職に該当しないものは、施行日に、加入者の資格を取得する。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第3条 第40条の規定にかかわらず、施行日の前日において日立化成工業株式会社 設備事業所（旧日化設備エンジニアリング株式会社 茨城県筑西市）が締結していた適格退職年金契約（以下「旧適年契約」という。）の加入者である者又は施行日において現に第39条に規定する加入者に該当する当該事業所の社員は、施行日に、加入者の資格を取得する。

- 2 前項の規定により加入者の資格を取得した者（以下「経過措置加入者」という。）のうち、施行日において休職中のものは、同日に加入者の資格を喪失する。
- 3 経過措置加入者のうち、施行日の前日において旧適年契約の加入者である者については、同日において旧適年契約の社員退職年金規程に基づき算定される勤続年数を、施行日に、第42条に規定する加入者期間に算入する。
- 4 経過措置加入者のうち、前項に該当する者以外のものについては、施行日の前日において旧適年契約の加入者とみなして前項の規定を適用する。

(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)

第4条 経過措置加入者に係る施行日における第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、零とし、これを当該経過措置加入者の施行日における第1仮想個人口座残高とする。

- 2 経過措置加入者に係る施行日における第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、平成22年4月1日現在において効力を有する日立化成工業企業年金基金編入に伴う移行時クレジット取扱規則に定める第2年金移行時クレジットとし、これを当該経過措置加入者の施行日における第2仮想個人口座残高とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、経過措置加入者のうち、施行日前に実施事業所から旧日化設備エンジニアリング株式会社に転籍したものであって、第58条又は第63条の規定に基づき老齢給付金のうち第1年金額相当部分又は第1脱退一時金額に相当する部分について支給の繰下げを申し出ていたものに係る施行日における第1仮想個人口座残高は、第1項に規定する額に施行日の第1仮想個人口座残高に相当する額を加算した額とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、経過措置加入者のうち、施行日前に実施事業所から旧日化設備エンジニアリング株式会社に転籍したものであって、第58条又は第63条の規定に

基づき老齢給付金のうち第2年金額相当部分又は第2脱退一時金額に相当する部分について支給の繰下げを申し出ていたものに係る施行日における第2仮想個人口座残高は、第2項に規定する額に施行日の第2仮想個人口座残高に相当する額を加算した額とする。

- 5 経過措置加入者のうち、前条第2項に該当して施行日に加入者の資格を喪失したものに係る休職中の第1利息クレジット又は第2利息クレジットは、第44条第4項第3号又は第44条の2第4項第3号に該44条第4項第3号又は第44条の2第4項第3号に該当したとみなして計算された額とする。

(標準給与に関する経過措置)

第5条 経過措置加入者に係る施行日における標準給与は、第45条中「初任クレジット付与日」を「施行日」と読み替えて計算された額とする。

(旧適年契約に係る権利義務の承継)

第6条 基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、旧適年契約に係る給付の支給に関する権利義務を、施行日に承継する。

- 2 前項の規定により基金が権利義務を承継したときは、基金は、平成22年4月末日までに、旧適年契約に係る積立金の移換を受ける。

- 3 第1項の規定により基金が権利義務を承継したときは、施行日の前日において旧適年契約に係る受給権を有する者は、支給に関する権利義務が承継された給付について基金の受給権者となり、その給付（その遺族に係る給付を含む。）の内容については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成22年5月1日から適用する。

(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高に関する経過措置)

第2条 平成22年4月末日において加入者又は加入者であった者に係る同日現在における第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高の算定については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成23年8月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年1月1日から適用する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成25年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

第1条 この規約は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、平成25年7月29日から施行し、平成25年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成26年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転)

第2条 基金は、施行日に、株式会社ハウステックに使用される加入者が株式会社ハウステック確定給付企業年金（関規第010651号）の加入者となることに伴い、当該実施事業所に使用される加入者に係る給付の支給に関する権利義務を、厚生労働大臣の認可を受けて、法第79条第1項の規定により、株式会社ハウステック確定給付企業年金へ移転する。

2 前項に規定する権利義務の移転を行うことに伴い移換する積立金の額は、第99条の2第3項第1号に規定する基準日を平成25年3月末日として、規則第87条の2第1項第1号ロの額による移換額算定基礎額に基づき、第99条の2第2項第2号の方法により計算された額とする。

3 基金は、前項に規定する額を、平成26年3月末日までに、株式会社ハウステック確定給付企業年金の資産管理運用機関へ移換する。

(株式会社ハウステックの減少に係る掛金の額)

第3条 第99条第1項の規定にかかわらず、実施事業所のうち株式会社ハウステックが減少することにより拠出する掛金の額は、同項第3号に掲げる額とする。

附 則

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成27年3月1日から適用する。

(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高に関する経過措置)

第2条 平成27年2月末日において加入者又は加入者であった者に係る同日現在における第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高の算定については、なお従前の例による。

附 則

第1条 この規約は、平成27年2月16日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（規約型確定給付企業年金からの移行）

第2条 基金は、法第80条第2項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日に、日立化成株式会社が実施する旧新神戸電機株式会社の従業者に係る確定給付企業年金（関規第002143号。以下「新神戸電機株式会社確定給付企業年金」という。）に係る給付の支給に関する権利義務を承継する。

- 2 前項の規定により権利義務を承継したときは、基金は、平成28年5月末日までに、新神戸電機株式会社確定給付企業年金の資産管理運用機関から積立金の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により権利義務を承継したときは、施行日において新神戸電機株式会社確定給付企業年金の受給権を有する者は、権利義務が承継された給付についてこの基金の受給権者となり、その給付（その者の遺族に係る給付を含む。）の内容については、なお従前の例による。ただし、年金給付の支払日については、当該受給権者から申出があった場合を除き、第51条第1項の規定による。

（資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置）

第3条 第40条の規定にかかわらず、次の各号に定める者のうち、施行日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

（1）施行日の前日において、新神戸電機株式会社確定給付企業年金の加入者である者

（2）施行日の前日において、平成28年1月1日現在において効力を有する日立化成株式会社の社員退職金規則（新神戸テクノサービス株式会社から引継いだ社員にかかるもの）（以下「新神戸テクノサービス株式会社の社員にかかる社員退職金規則」という。）の適用を受ける者（施行日において休職中の者は除く。）

- 2 前項第1号に該当し、加入者の資格を取得した者（以下「経過措置加入者」という。）については、新神戸電機株式会社確定給付企業年金の規約に基づき算定される加入者期間を、施行日に、第42条に規定する加入者期間に算入する。
- 3 新神戸電機株式会社確定給付企業年金の規約第4条第2号に規定する休職により新神戸電機株式会社確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した後、第40条第2号の規定により加入者の資格を取得した者（以下「施行日に公職就任中の者」という。）については、新神戸電機株式会社確定給付企業年金の規約に基づき算定される加入者期間を、当該加入者の資格を取得したときに、第42条に規定する加入者期間に算入する。
- 4 この附則第2条第3項の規定にかかわらず、施行日に公職就任中の者に係る脱退一時金の受給権は、前項の規定により加入者期間を合算することとなったときは、消滅する。
- 5 第1項第2号に該当し、加入者の資格を取得した者については、新神戸テクノサービス株式会社の社員にかかる社員退職金規則に基づき算定される勤続年数を、施行日に、第42条に規定する加入者期間に算入する。
- 6 第1項第2号に規定する休職中の者であって、第40条第2号の規定により加入者の資格を取得した者については、新神戸テクノサービス株式会社の社員にかかる社員退職金規則に基づき算定される勤続年数を、当該加入者の資格を取得したときに、第42条に規定する加入者期間に算入する。

（初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置）

第4条 経過措置加入者に係る施行日における第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、零とし、これを当該経過措置加入者の施行日における第1仮想個人口座残高とする。

- 2 経過措置加入者に係る施行日における第2初任クレジットは、第43条第1項の規定

にかかわらず、平成28年4月1日現在において効力を有する日立化成株式会社の社員年金算定基礎等取扱規則（以下この附則において「社員年金算定基礎等取扱規則」という。）附則第7条に定める第2年金移行時クレジットとし、これを当該経過措置加入者の施行日における第2仮想個人口座残高とする。

3 施行日に公職就任中の者に係る当該者が加入者の資格を取得したときにおける第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、社員年金算定基礎等取扱規則附則第7条に定める第1初任クレジットとし、これを当該者の加入者の資格を取得したときの第1仮想個人口座残高とする。

4 施行日に公職就任中の者に係る当該者が加入者の資格を取得したときにおける第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、社員年金算定基礎等取扱規則附則第7条に定める第2初任クレジット及び同規則附則第7条に定める第2年金移行時クレジットを合算したものとし、これを当該者の加入者の資格を取得したときの第2仮想個人口座残高とする。

（標準給与に関する経過措置）

第5条 経過措置加入者に係る施行日における標準給与は、第45条中「初任クレジット付与日」を「施行日」と読み替えて計算された額とする。

（給付に関する経過措置）

第6条 経過措置加入者又は施行日に公職就任中の者であって、施行日において50歳以上であるものが老齢給付金の支給要件を満たしたときは、当該者は、老齢給付金の裁定請求のときに、老齢給付金のうち第2年金に相当する部分の給付の種類について、5年確定年金又は10年確定年金のいずれかを選択することができる。

（特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置）

第7条 前条の規定により10年確定年金を選択した者（以下「特例経過措置受給権者」という。）に係る第2標準年金額は、第48条第2項の規定を準用して算定する。この場合において、「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

（特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置）

第8条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金の年金額は、第57条の規定を準用して算定する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第2項第2号中「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

（特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置）

第9条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金として年金に代えて支給する一時金は、第59条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第3項第2号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

（特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置）

第10条 特例経過措置受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。次条において同じ。）が死亡した場合における遺族給付金の支給要件は、第66条第4号の規定を準用する。この場合において、同号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置)

第11条 特例経過措置受給権者が死亡した場合における遺族給付金として支給する一時金額は、第68条第2項の規定を準用して算定する。この場合において、同項中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(掛金に関する経過措置)

第12条 平成28年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附則別表

最低保証利率	率	最低保証利率	率
1.5%	9.2797	3.3%	8.5159
1.6%	9.2345	3.4%	8.4763
1.7%	9.1897	3.5%	8.4371
1.8%	9.1452	3.6%	8.3981
1.9%	9.1010	3.7%	8.3594
2.0%	9.0572	3.8%	8.3210
2.1%	9.0136	3.9%	8.2829
2.2%	8.9705	4.0%	8.2450
2.3%	8.9276	4.1%	8.2075
2.4%	8.8850	4.2%	8.1702
2.5%	8.8428	4.3%	8.1331
2.6%	8.8009	4.4%	8.0963
2.7%	8.7592	4.5%	8.0598
2.8%	8.7179	4.6%	8.0236
2.9%	8.6769	4.7%	7.9876
3.0%	8.6362	4.8%	7.9518
3.1%	8.5958	4.9%	7.9163
3.2%	8.5557	5.0%	7.8811

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第2条 基金は、法第79条第2項の規定により、厚生労働大臣の認可を受けて、施行日に、日立化成商事株式会社が実施する確定給付企業年金（関規第015498号。以下「移転確定給付企業年金」という。）の加入者のうち、日立化成株式会社に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務を、移転確定給付企業年金から承継する。

2 基金は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関から、当該加入者に係る積立金の移換を受ける。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第3条 第40条の規定にかかわらず、施行日の前日において移転確定給付企業年金の加入者である者のうち、施行日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により加入者の資格を取得した者（以下「経過措置加入者」という。）については、移転確定給付企業年金の規約に基づき算定される加入者期間を、施行日に、

第42条に規定する加入者期間に算入する。

(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)

第4条 経過措置加入者に係る施行日における第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、零とし、これを当該経過措置加入者の施行日における第1仮想個人口座残高とする。

2 経過措置加入者に係る施行日における第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、施行日現在において効力を有する日立化成株式会社の社員年金算定基礎等取扱規則附則第11条及び第12条に定める第2年金移行時クレジットとし、これを当該経過措置加入者の施行日における第2仮想個人口座残高とする。

(標準給与に関する経過措置)

第5条 経過措置加入者に係る施行日における標準給与は、第45条中「初任クレジット付与日」を「平成29年4月1日」と読み替えて計算された額とする。

(給付に関する経過措置)

第6条 経過措置加入者のうち、施行日において50歳以上である者が老齢給付金の支給要件を満たしたときは、当該者は、老齢給付金の裁定請求のときに、老齢給付金のうち第2年金に相当する部分の給付の種類について、5年確定年金又は10年確定年金のいずれかを選択することができる。

(特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置)

第7条 前条の規定により10年確定年金を選択した者（以下「特例経過措置受給権者」という。）に係る第2標準年金額は、第48条第2項の規定を準用して算定する。この場合において、「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置)

第8条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金の年金額は、第57条の規定を準用して算定する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第2項第2号中「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置)

第9条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金として年金に代えて支給する一時金は、第59条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第3項第2号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置)

第10条 特例経過措置受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。次条において同じ。）が死亡した場合における遺族給付金の支給要件は、第66条第4号の規定を準用する。この場合において、同号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置)

第11条 特例経過措置受給権者が死亡した場合における遺族給付金として支給する一時金額は、第68条第2項の規定を準用して算定する。この場合において、同項中「5年」

とあるのは「１０年」と読み替える。

附則別表

最低保証利率	率	最低保証利率	率
1.5%	9.2797	3.3%	8.5159
1.6%	9.2345	3.4%	8.4763
1.7%	9.1897	3.5%	8.4371
1.8%	9.1452	3.6%	8.3981
1.9%	9.1010	3.7%	8.3594
2.0%	9.0572	3.8%	8.3210
2.1%	9.0136	3.9%	8.2829
2.2%	8.9705	4.0%	8.2450
2.3%	8.9276	4.1%	8.2075
2.4%	8.8850	4.2%	8.1702
2.5%	8.8428	4.3%	8.1331
2.6%	8.8009	4.4%	8.0963
2.7%	8.7592	4.5%	8.0598
2.8%	8.7179	4.6%	8.0236
2.9%	8.6769	4.7%	7.9876
3.0%	8.6362	4.8%	7.9518
3.1%	8.5958	4.9%	7.9163
3.2%	8.5557	5.0%	7.8811

附 則

第１条 この規約は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

第１条 この規約は、平成３０年４月１日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第２条 平成３０年３月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則

第１条 この規約は、平成３０年５月１日から施行する。

附 則

第１条 この規約は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則

第１条 この規約は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

第１条 この規約は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和2年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第2条 基金は、法第79条第2項の規定により、厚生労働大臣の承認を受けて、施行日に、新興商事株式会社が実施する確定給付企業年金（関規第015498号。以下「移転確定給付企業年金」という。）の加入者のうち、日立化成株式会社に使用される者に係る給付の支給に関する権利義務を、移転確定給付企業年金から承継する。

2 基金は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関から、当該加入者に係る積立金の移換を受ける。

(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

第3条 第40条の規定にかかわらず、施行日の前日において移転確定給付企業年金の加入者である者のうち、施行日において現に第39条に規定する加入者に該当する者は、施行日に、加入者の資格を取得する。

2 前項の規定により加入者の資格を取得した者（以下「経過措置加入者」という。）については、移転確定給付企業年金の規約に基づき算定される加入者期間を、施行日に、第42条に規定する加入者期間に算入する。

(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)

第4条 経過措置加入者に係る施行日における第1初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、零とし、これを当該経過措置加入者の施行日における第1仮想個人口座残高とする。

2 経過措置加入者に係る施行日における第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、施行日現在において効力を有する昭和電工マテリアルズ株式会社の社員年金算定基礎等取扱規則附則第15条に定める第2年金移行時クレジットとし、これを当該経過措置加入者の施行日における第2仮想個人口座残高とする。

(標準給与に関する経過措置)

第5条 経過措置加入者に係る施行日における標準給与は、第45条中「初任クレジット付与日」を「令和2年10月1日」と読み替えて計算された額とする。

(給付に関する経過措置)

第6条 経過措置加入者のうち、施行日において50歳以上である者が老齢給付金の支給要件を満たしたときは、当該者は、老齢給付金の裁定請求のときに、老齢給付金のうち第2年金に相当する部分の給付の種類について、5年確定年金又は10年確定年金のい

ずれかを選択することができる。

(特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置)

第7条 前条の規定により10年確定年金を選択した者（以下「特例経過措置受給権者」という。）に係る第2標準年金額は、第48条第2項の規定を準用して算定する。

この場合において、「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置)

第8条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金の年金額は、第57条の規定を準用して算定する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第2項第2号中「別表第4」とあるのは「附則別表」と、「5年確定年金現価率」とあるのは「10年確定年金現価率」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置)

第9条 特例経過措置受給権者に係る老齢給付金として年金に代えて支給する一時金は、第59条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「5年」とあるのは「10年」と読み替え、同条第3項第2号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置)

第10条 特例経過措置受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。次条において同じ。）が死亡した場合における遺族給付金の支給要件は、第66条第4号の規定を準用する。この場合において、同号中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置)

第11条 特例経過措置受給権者が死亡した場合における遺族給付金として支給する一時金額は、第68条第2項の規定を準用して算定する。この場合において、同項中「5年」とあるのは「10年」と読み替える。

附則別表

最低保証利率	率	最低保証利率	率
<u>1.5%</u>	<u>9.2797</u>	<u>3.3%</u>	<u>8.5159</u>
<u>1.6%</u>	<u>9.2345</u>	<u>3.4%</u>	<u>8.4763</u>
<u>1.7%</u>	<u>9.1897</u>	<u>3.5%</u>	<u>8.4371</u>
<u>1.8%</u>	<u>9.1452</u>	<u>3.6%</u>	<u>8.3981</u>
<u>1.9%</u>	<u>9.1010</u>	<u>3.7%</u>	<u>8.3594</u>
<u>2.0%</u>	<u>9.0572</u>	<u>3.8%</u>	<u>8.3210</u>
<u>2.1%</u>	<u>9.0136</u>	<u>3.9%</u>	<u>8.2829</u>
<u>2.2%</u>	<u>8.9705</u>	<u>4.0%</u>	<u>8.2450</u>
<u>2.3%</u>	<u>8.9276</u>	<u>4.1%</u>	<u>8.2075</u>
<u>2.4%</u>	<u>8.8850</u>	<u>4.2%</u>	<u>8.1702</u>
<u>2.5%</u>	<u>8.8428</u>	<u>4.3%</u>	<u>8.1331</u>
<u>2.6%</u>	<u>8.8009</u>	<u>4.4%</u>	<u>8.0963</u>

<u>2.7%</u>	<u>8.7592</u>	<u>4.5%</u>	<u>8.0598</u>
<u>2.8%</u>	<u>8.7179</u>	<u>4.6%</u>	<u>8.0236</u>
<u>2.9%</u>	<u>8.6769</u>	<u>4.7%</u>	<u>7.9876</u>
<u>3.0%</u>	<u>8.6362</u>	<u>4.8%</u>	<u>7.9518</u>
<u>3.1%</u>	<u>8.5958</u>	<u>4.9%</u>	<u>7.9163</u>
<u>3.2%</u>	<u>8.5557</u>	<u>5.0%</u>	<u>7.8811</u>

附 則

第1条 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和3年6月18日から施行し、令和3年5月6日から適用する。

附 則

第1条 この規約は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

第1条 この規約は、令和4年4月1日から施行する。